



令和4年度移動年金相談

年金加入記録の確認や年金請求、受給額確認などの相談に、年金事務所の職員が応じます。令和4年度については、次のとおり計画しています。

- 開催日・場所
 - 4月14日(木) 指江支所1階住民相談室
 - 6月9日(木) 役場1階相談室
 - 8月12日(金) 指江支所1階住民相談室
 - 10月13日(木) 役場1階相談室
 - 12月8日(木) 指江支所1階住民相談室
 - 令和5年2月9日(木) 役場1階相談室

- ・農業機械士養成研修(トラクタ) 7600円
- ※大型特殊免許を持っていないかたは1800円
- ・農業機械士応用研修(トレーラ) 7600円
- 募集期間 4月22日(金)まで

問い合わせ先
役場農政課農政係
☎(86)1136[直通]

認定農業者経営規模拡大 促進事業奨励金を終了

平成18年から始まった長島町認定農業者経営規模拡大促進事業奨励金は、令和3年度をもって終了となります。詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ先
役場農政課農政係
☎(86)1136[直通]

令和4年度生涯学習講座

町では、令和4年度に生涯学習講座の開催を予定しています。現在、次のような講座を計画していますが、他に受講を希望する内容の講

※年金相談は、完全予約制です。開催日の1週間前までに申し込みください。
○開催時間
午前9時30分～
午後3時30分

問い合わせ先
役場町民保健課年金係
☎(86)1157[直通]

制服のリユース事業 始めます

町では、サイズが合わなくなったリ、子どもが卒業したりして不要になった、制服などを希望者に無償で提供するリユース事業を開始します。本事業に協力いただけるかたは、事業開始時期まで廃棄せずに、自宅で保管をお願いします。

- リユース対象
 - 学生服
 - 体操服
 - ジャージ
 - 柔道着
 - 通学かばん
- ※全て町内小中学校指定のものに限ります。

問い合わせ先
役場福祉事務所子育て支援係
☎(86)1146[直通]

座がありましたら、連絡ください。なお、希望者が満たない場合は休講となる場合があります。受講料は無料ですが、材料費および道具代は個人負担となります。

問い合わせ先
町教育委員会社会教育課
☎(88)6500[直通]

- 開講予定講座
 - ・感動 友喜さんと歩く長島ふるさと遺産再発見
 - ・元気はつらつ 食事が支える健康ゆたかな時間
 - ・あなたもスマホ写真の達人 めざせインスタ映え
 - ・手作りの器でお茶を楽しもう 豊かなひととき
 - ・基礎の基礎 誰でも楽しめる初歩のバドミントン

発達障がいについて正しい理解を

毎年4月2日は国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、同日から8日までは「発達障害啓発週間」です。自閉症をはじめとする発達障がいの

- 事業開始時期 5月上旬予定
- ※リユース対象の募集期間や受付場所、配布期間などの詳細については広報ながしま4月号でお知らせします。

名義変更などの手続きは早めに

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日時点に登録されている軽自動車などに課税されます。名義変更や廃車などの手続きは早めにお願います。
○車両の種類・手続場所
・原動機付自転車(125cc以下のものおよびミニカー)
・小型特殊自動車
役場税務課または指江支所総合管理課

- ※譲渡による名義変更の場合は、譲渡証明書が必要です。
- ※同一世帯外のかたによる代理申告の場合は、委任状が必要です。

問い合わせ先
役場税務課軽自動車税係
☎(86)1172[直通]

かたは、他人の感情の直感的理解や適切な言葉の使い方などが苦手な場合があります。学校や職場でさまざまな問題や困難に直面しています。これらは親のしつけや家庭環境が原因ではなく、脳機能の発達に関係するもので、見た目には障がいがあることが分かりにくいいため、行動や態度で誤解されることがあります。発達障がいの特徴を知り、正しく理解することが大切です。

問い合わせ先
県障害福祉課
☎099(286)2744

春の全国交通安全運動

新しい年度の始まりは、入学や進級などもあり、小学生の歩行中、自転車乗中の交通事故の発生が懸念されます。県交通安全県民運動推進協議会では、4月6日(水)から15日(金)までの間、交通安全運動を展開します。この機会に「交通安全の主役は自分自身である

問い合わせ先
県くらし共生協働課
☎099(286)2523

- ・軽自動車(四輪)
 - ・軽自動車(二輪125cc以上250cc以下)
 - ・小型二輪(250cc超え)
- 購入先業者または点検整備を受ける整備工場など

令和4年度農業機械化 研修受講生募集

県立農業大学校で農業者などを対象に、農業機械士およびトラクタやトレーラの大型特殊免許(農耕用限定)の取得を目指すための研修会が実施されます。受講を希望するかたは、問い合わせください。

- 募集条件
 - ・農業者(栽培・飼養、農産物販売、農業受託)
 - ・認定農業者の主に農業に従事する家族、従業員、構成員
 - ・農業関係団体などで農業研修を受講している者
 - ・農業法人の従業員、構成員
 - ・受託組織の構成員、オペレーター

こと」を改めて自覚し、安全運転や交通事故防止に努めましょう。

事業の継続・回復を支援

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少または供給の制約により大きな影響を受け、売り上げが減少した事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給する「事業復活支援金」を実施しています。該当するかたは、ぜひ活用ください。

- 対象者(①と②両方を満たすかた)
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
 - ②令和3年11月から令和4年3月のいずれかの月の売上高が、平成30年11月から令和3年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して、5割以上または3割以上5割未満減少した事業者
- 給付額
 - ・中小法人 上限最大250万円
 - ・個人事業者 上限最大50万円

問い合わせ先
事業復活支援金事務局
☎0120(789)140